

一人一人が備えてこ！  
**防災力UP！鳥羽**  
 総務課防災危機管理室 ☎(25) 1118  
 vol.33

## 東日本大震災から5年 —過去の災害を知ろう—

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から、今年で5年になります。

毎年県が実施している「防災に関する県民意識調査」の平成27年度結果速報によると、「東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」という人が半数以上にのぼっています。

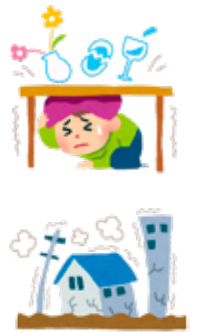
また、南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70%程度であるという評価結果が出ており、鳥羽市でも大きな被害が出ることで想定されています。そこで、過去に鳥羽市を襲った地震災害について知っておきましょう。

### 昭和東南海地震

昭和東南海地震は、昭和19年（1944年）12月7日午後1時30分ごろ、熊野灘を震源として発生したマグニチュード7.9の地震です。熊野灘沿岸は5〜6mの大津波をうけ、震度は、津で震度6、尾鷲・亀山で震度5、上野で震度4でした。鳥羽港での海面上昇は42cm、土地の沈降は30cm程度、津波は1〜2mで、午後2時から約1時間余りの間に数回程来襲したと言われています。

### 昭和南海地震

昭和南海地震は、昭和21



年（1946年）12月21日、和歌山県潮岬南々西約50kmの沖合を震源として発生したマグニチュード8.0の地震です。

鳥羽市の津波は12m、土地の沈降は90cmでした。

### 東日本大震災における鳥羽市の津波被害

東北地方太平洋沖地震では、大きな地震とそれに伴う津波により、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。

鳥羽市においても津波被害により、水産業へ大きな影響を受けました。



東日本大震災による市内の被害

**消費者トラブルにご用心!** vol.19  
 消費生活相談  
 開設日時：月・水・金 午前9時～午後4時  
 場所：市民文化会館3階  
 農水商工課商工労政係 ☎(25) 1230  
 鳥羽市消費生活相談室 ☎(25) 1241

### マイナンバー制度に便乗した不審な来訪・電話に注意!

1月にマイナンバー（国民一人ひとりに付される12ケタの固有番号で社会保障・税・災害対策の分野で行政手続きに活用されます）の利用が開始されました。これに先立ち、平成27年10月以降に、マイナンバーをお知らせする通知カードが配布されましたが、これを機に、制度に便乗した不審な働きかけに関する相談が全国的に増加しました。

独立行政法人国民生活センターに寄せられた相談事例を紹介いたします。

**事例1** 自宅にスーツ姿の男性が来訪し「明日、マイナンバー通知カードが届くが、お金を支払わないと通知カードが白紙で届く」と言うので、3万円支払った。

**事例2** 「マイナンバーが流出したら悪用されるため、情報を守るための手続き料金を

電子マネーで支払うように」というメールが携帯に届き、指示通りに支払った。複数回請求され、これ以上払えない。

**事例3** 行政機関を名乗って「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急振込先の口座番号を教えてください」と電話があった。

### アドバイス

今後とも制度が浸透するまでの間を狙い、仕組みを悪用した詐欺行為が行われる可能性があります。手口を知り、だまされないようにしましょう。

・マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体、その他の公的機関の職員が家族構成、資金や年金・保険の状況、口座番号などを電話で聞くことはありません。不審な電話はすぐ切りましょう。

・マイナンバー関連のメールが送られてきても、送付者が明らかかな場合を除き、安易に開いたり、送付サイトのアドレスにアクセスしたりしないようにしましょう。

・マイナンバーの通知やカード発行について費用が発生することはありません。万一、金銭を要求されても支払ってはいけません。

不安を感じたら警察や消費生活相談室に相談してください。